

株式会社ネオビエントを認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第12号として、株式会社ネオビエントを平成24年6月20日付けで認定しました。



平成24年7月11日の認定通知書交付式において、西井局長から認定通知書の交付を受ける株式会社ネオビエントの藍原代表取締役（右）



認定マーク「くるみん」

株式会社ネオビエントの取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年2月1日～平成24年4月30日（2年間）

2 行動計画の目標

- ① 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間5日間以上とする
- ② 出産した社員の育児休暇の取得率を80%以上とする
- ③ 小学生未満の子を育てる社員を対象とするフレックスタイム制度を導入する
- ④ インターンシップでの若年者の受入を実施する

3 取組結果

- ① 社員を対象としたアンケートの実施、個別ヒアリング等により年次有給休暇の取得日数が一人当たり平均年間5.18日となった
- ② 出産した社員の育児休暇取得率100%
- ③ 平成24年2月に小学生未満の子を育てる社員を対象とするフレックスタイム制度を導入した
- ④ 計画期間中のインターンシップの受入人数が、計画期間前の年平均と比較して2倍となった